

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、平成<u>28</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日現在の法令に基づくものである。 (第 1 ～11 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、平成<u>27</u>年<u>12</u>月<u>25</u>日現在の法令に基づくものである。 (第 1 ～11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式（一覧表）

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
○ 不服申立て等について（通知用）	様式1のとおりとする。

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
○ 相続税の更正通知書（付表3）（通知用）	様式2のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
○ 贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書	様式3のとおりとする。

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
○ 平成 年分 特定路線価回答書	様式4のとおりとする。

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改正後	改正前
(通知用) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に _____ 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ <u>再調査の請求</u>（法定の<u>再調査の請求</u>期間経過後にされたものその他その<u>請求</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>再調査の請求</u>をした方は、<u>再調査</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 (資3-24-A 4 統一) () 枚のうち () 枚目	(通知用) 不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>2月</u>以内に _____ 税務署長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。 ○ <u>異議申立て</u>（法定の<u>異議申立</u>期間経過後にされたものその他その<u>申立て</u>が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該<u>異議申立て</u>をした方は、<u>異議</u>決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、<u>異議申立て</u>をしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) <u>異議申立て</u>についての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その<u>決定又は裁決</u>を経ないことにつき正当な理由があるとき。 (資3-24-A 4 統一) () 枚のうち () 枚目

改正後

相続税の更正通知書（付表3）

(通知用)

〔租税特別措置法第 70 条の 6 の 4（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表〕

平成27年分以降用

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
① 林業経営相続人の特例山林の価額の合計額		円	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額			
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額			
④ 控除未済償還額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）			
⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）			
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額			
⑧ 基礎控除額			
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）			
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑨+⑥-⑩）			
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）			
⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬ 法定相続分に応ずる取得金額 （⑩×⑫）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑭ 法定相続分に応ずる取得金額 （⑩×⑫）
		円	円
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑬の合計額)	⑭相続税の総額(⑭の合計額)
		00	00

2 山林納税猶予税額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額
① 林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑮+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a ②+③-暦年課税分の贈与税額控除額の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑮+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b ④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は0）			
⑦ ⑥+a-b-⑧の金額（赤字の場合は0）			
⑧ 山林納税猶予税額（a-b-⑦）（100円未満切捨て）			

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-8-A4統一)

改正前

相続税の更正通知書（付表3）

(通知用)

〔租税特別措置法第 70 条の 6 の 4（山林についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表〕

平成27年分以降用

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
① 林業経営相続人の特例山林の価額の合計額		円	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額			
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額			
④ 控除未済償還額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）			
⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）			
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額			
⑧ 基礎控除額			
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）			
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑨+⑥-⑩）			
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）			
⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬ 法定相続分に応ずる取得金額 （⑩×⑫）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑭ 法定相続分に応ずる取得金額 （⑩×⑫）
		円	円
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑬の合計額)	⑭相続税の総額(⑭の合計額)
		00	00

2 山林納税猶予税額の計算

区 分		当 初 課税額	更 正 額
① 林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑮+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a ②+③-暦年課税分の贈与税額控除額の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑬×1の⑮/1の⑮+⑮） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第8の3表等の同欄の金額）			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b ④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は0）			
⑦ ⑥+a-b-⑧の金額（赤字の場合は0）			
⑧ 山林納税猶予税額（a-b-⑦）（100円未満切捨て）			

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-8-A4統一)

改 正 後

整理番号_____

平成____年____月____日

〒

住 所 _____

氏 名 _____様

_____ 税務署長

贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書（通知用）

平成____年____月____日付けで回答のありました「贈与により取得した株式等についての回答書」について、別紙のとおり調整計算を行いましたので、通知します。

(参考)

特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象となる金額 (別紙⑪×別紙⑫+別紙⑬×別紙⑭)	円
特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象とならない金額 (別紙⑮)	円

- ※1 相続税の申告に当たっては、別紙及び上記の金額を参考としてください。
- 2 この通知は、税法に規定する処分の通知ではありませんから、再調査の請求又は
審査請求の対象となりません。
- 3 この通知書は、ご回答いただいた回答書の内容を前提として作成しています。
- 4 不明な点がありましたら、当署資産課税(担当)部門までお問い合わせください。

資産課税(担当)部門

〔 担 当 者 _____ 〕
〔 電 話 _____ 〕

(資5-55-1-A4統一)

改 正 前

整理番号_____

平成____年____月____日

〒

住 所 _____

氏 名 _____様

_____ 税務署長

贈与により取得された株式等の価額の調整計算についての通知書（通知用）

平成____年____月____日付けで回答のありました「贈与により取得した株式等についての回答書」について、別紙のとおり調整計算を行いましたので、通知します。

(参考)

特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象となる金額 (別紙⑪×別紙⑫+別紙⑬×別紙⑭)	円
特定事業用資産についての相続税の課税 価格の計算の特例の対象とならない金額 (別紙⑮)	円

- ※1 相続税の申告に当たっては、別紙及び上記の金額を参考としてください。
- 2 この通知は、税法に規定する処分の通知ではありませんから、異議申立て又は審
査請求の対象となりません。
- 3 この通知書は、ご回答いただいた回答書の内容を前提として作成しています。
- 4 不明な点がありましたら、当署資産課税(担当)部門までお問い合わせください。

資産課税(担当)部門

〔 担 当 者 _____ 〕
〔 電 話 _____ 〕

(資5-55-1-A4統一)

改正後	改正前																								
第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 (所在地) 氏 名 御中 (名 称) 様 税務署長 印 平成 年分 特定路線価回答書 平成 年 月 日 付 け で 申 出 の あ り ま し た 税 に 係 る 平 成 年 分 の 特 定 路 線 価 に つ い て 下 記 の と お り 回 答 し ま す 記 <table border="1"> <tr> <td>道 路 の 所 在 地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 地 区 区 分</td> <td>地区</td> <td>地区</td> </tr> <tr> <td>借 地 権 割 合</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </table> 申告書を提出する際には、この回答書の写しの添付をお願いします。 資産課税（担当）部門 担 当 者 電話番号 () 内線 (注) この回答書による回答は、税法に規定する処分の通知ではありません。したがって、この回答については、<u>再調査の請求</u>又は審査請求の対象となりませんから、ご注意ください。 (資9-36-A4統一)	道 路 の 所 在 地			特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円	(参考) 地 区 区 分	地区	地区	借 地 権 割 合	%	%	第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 (所在地) 氏 名 御中 (名 称) 様 税務署長 印 平成 年分 特定路線価回答書 平成 年 月 日 付 け で 申 出 の あ り ま し た 税 に 係 る 平 成 年 分 の 特 定 路 線 価 に つ い て 下 記 の と お り 回 答 し ま す 記 <table border="1"> <tr> <td>道 路 の 所 在 地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 地 区 区 分</td> <td>地区</td> <td>地区</td> </tr> <tr> <td>借 地 権 割 合</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> </table> 申告書を提出する際には、この回答書の写しの添付をお願いします。 資産課税（担当）部門 担 当 者 電話番号 () 内線 (注) この回答書による回答は、税法に規定する処分の通知ではありません。したがって、この回答については、<u>異議申立て</u>又は審査請求の対象となりませんから、ご注意ください。 (資9-36-A4統一)	道 路 の 所 在 地			特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円	(参考) 地 区 区 分	地区	地区	借 地 権 割 合	%	%
道 路 の 所 在 地																									
特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円																							
(参考) 地 区 区 分	地区	地区																							
借 地 権 割 合	%	%																							
道 路 の 所 在 地																									
特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円																							
(参考) 地 区 区 分	地区	地区																							
借 地 権 割 合	%	%																							

改 正 後	改 正 前
平成____年分 特定路線価回答書 使用目的 この回答書は、特定路線価の設定の申出に基づき、設定した特定路線価を回答する場合に使用するものである。	平成____年分 特定路線価回答書 使用目的 この回答書は、特定路線価の設定の申出に基づき、設定した特定路線価を回答する場合に使用するものである。